

夏五才五二巻

昭和三十一年一月二十八日

外務省アジア局長

厚生省引揚技師局長殿



朝鮮人職業者の未送還遺骨リスト増送付方依頼の件

朝鮮人職業者の遺骨送還問題について、在東京大韓民国代表部より折衝上必要なるにつき、朝鮮人職業者の未送還遺骨リストをらびに遺骨品明細書と製作費の上各二部増送付ありたく右如依頼する。なお、右遺骨引渡しに關連し、葬祭料ないし等置金増支給すべき金員があれば、その詳細につきあわせて御返報願いたい。